

株式会社横堀温泉紫雲閣ふくろう

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社横堀温泉紫雲閣ふくろうが開設するふくろう短期入所生活介護事業所(以下「事業所」と言う。)が行う指定短期入所生活介護事業(以下「事業」と言う。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の短期入所生活介護従事者が、要介護又は要支援の状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練により、要介護者の心身機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の支援を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては関係市町村地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保険・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 株式会社横堀温泉紫雲閣ふくろう
- (2) 所在地 秋田県湯沢市横堀字小正寺 18 番地 2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 兼務(同施設通所介護事業管理者兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行い、利用者に応じた具体的な短期入所生活介護計画の作成等を行う。
- (2) 短期入所生活介護従事者
 - 生活相談員 1名以上
 - 看護職員 1名以上
 - 機能訓練指導員 1名以上
 - 栄養士 1名以上

介 護 職 員	8名以上
食 事 ・ 清 掃 係	1名以上
医 師	1名以上
運 転 手	1名以上

(3) 短期入所生活介護従事者の職務内容を次の通りとする。

- ① 管理者は、事業所職員の管理及び業務の総括にあたるものとする。
- ② 医師は主として、利用者の健康管理並びに施設全般の保健衛生指導業務にあたるものとする。
- ③ 生活相談員は、利用者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことが出来るよう利用者並びに家族の各種相談にあたり、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用申し込みに係る調整及び介護に係わる職員の指揮指導にあたるものとする。
- ④ 介護職員は主として、利用者の居室を中心とし、生活相談、食事、入浴、排泄等の介護業務にあたるものとする。
- ⑤ 看護職員は主として、利用者等に対する医師の診療の補助及び看護、並びに施設全体の保健衛生管理の業務にあたるものとする。
- ⑥ 栄養士は、利用者に提供する食事の栄養管理及び調理員との連絡・調整等にあたるものとする。
- ⑦ 食事係は、利用者に提供する食事の準備、配膳、おやつおよびお茶の準備やお茶出しにあたるものとする。また、水屋内の衛生管理に努めるものとする。
- ⑧ 清掃係は、施設内の清掃業務にあたるものとする。
- ⑨ 運転手は、利用者の送迎業務にあたるものとする。

(指定短期入所生活介護の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は27人とする。

(事業の内容及び利用料金等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定短期生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。(法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合の額とする。)

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活の世話
- (2) 健康チェック
- (3) 送迎
- (4) 夜間看護体制

2 通常の事業の実施地域を越えて行う短期入所生活介護に要した送迎費は、その実費を徴収する。なお、実費の額は、羽後交通(株)が運行する路線バス認可運賃額を適用する。

3 その他の費用

事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。なお滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合はその認定証に記載された金額

と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- (1) 滞在費 : 多床室 915 円 (4 室/1 日) 従来型個室 1,231 円 (12 室/1 日)
- (2) 特別な室料として追加的費用 (居室内トイレ等の設置あり) 1,080 円/1 日
- (3) 日常生活費・教養娯楽費 : 実費相当額 (利用者若しくは利用者の家族の承認を得られ、希望を確認することができた場合)
- (4) 食費 : 朝食 364 円、昼食 537 円、夕食 544 円 (合計 1,445 円/1 日)

- 4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を入所者に対して交付することとする。
- 6 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 7 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行った上で支払いに同意する旨の文書に署名 (記名押印) を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、湯沢市・横手市・羽後町・真室川町の区域とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第 9 条 サービスの提供を受けようとする利用者は、サービス利用の際は体調の異常や異変がある場合はその旨を申し出る事とする。
- 2 サービスの提供を受けようとする利用者は、機能訓練の器具を取扱う際は、従事者の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 短期入所生活介護従事者等は、短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族へ連絡・主治医に連絡する措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第 11 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画等及び風水害・地震等の災害に対処する計画を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を行うものとする。
- 2 防火訓練計画により年 2 回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を行う。

(衛生管理等)

- 第 12 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備、食材及び飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業所内において、感染症の発生又は、その防止をするための措置を講ずる。
 - (1) 感染症の予防及び蔓延防止の為の対策を検討する委員会の開催。

- (2) 感染症の予防及び蔓延防止の為の指針の整備。
- (3) 従業者に、感染症の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練の実施。

(秘密保持)

第13条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止の為の指針を整備
 - (3) 従業者に対して、虐待防止の為の研修を定期的実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を実施する為の担当者を配置
- 2 サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(身体拘束に関する事項)

第15条 短期入所生活介護等を提供する際に、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急をやむを得ない理由を記録する。

- 2 身体的拘束の適正化を図る為、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る
 - (2) 身体的拘束等の適正化の為の指針を整備
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の研修を定期的実施

(業務継続計画の策定等に関する事項)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する短期入所介護等の提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期に業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じることとする。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

- 第17条 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。
 - 3 指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行なう調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 4 指定短期入所生活介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告することとする。
 - 5 指定短期入所生活介護事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第一百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
 - 6 指定短期入所生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告することとする。

(記録の整備)

- 第18条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくこととする。
- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存することとする。
 - (1) 短期入所生活介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、短期入所生活介護従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

2 全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる為に必要な措置を講じる。

3 適切な短期入所生活介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動は、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第20条 この運営規定に定める事項の他に、短期入所生活介護等のサービス提供上で重要な事項が生じた場合には、事業者はその都度適切な対応を図り、利用者保護の観点に立って、問題解決に当たるものとする。

附則

この規程は、指定日から施行する。

この規定は、令和2年1月から施行する。

この規程は、令和6年3月から施行する。